

第200800058212号

平成20年7月18日

鳥取県指定自立支援医療機関の長 様

鳥取県福祉保健部長



鳥取県自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱の一部改正について（通知）

本県の障害福祉行政については、日ごろ御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、別添のとおり鳥取県自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（平成18年4月12日付第200600001729号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することとしましたので通知します。

記

<改正の概要>

- 1 後期高齢者医療制度創設に伴い、当該医療制度の被保険者に係る取扱を追加する。
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付受給世帯を所得区分の生活保護の対象とする。
- 3 受診者が18歳未満の場合については、受診者と受給者が同一の医療保険に加入していない場合であっても、受診者と受給者を同一の「世帯」とみなすものとする。
- 4 自立支援医療の中間所得層に係る高額療養費の取扱について要綱の記載を改める。  
（医療機関の窓口における自己負担額は従前どおりで変更はありません。）

【担当】

障害福祉課子ども発達支援室

電話：0857-26-7865

ファクシミリ：0857-26-8136